

# 豊田市との協定に関する 覚書の締結について

(豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定書)

令和8年3月23日  
豊田PCB処理事業所



1

## 1 覚書の締結に至る背景

- 豊田PCB処理事業所は、令和6年に特別管理産業廃棄物処理業の許可証を豊田市へ返納し、分離施設と分解施設の一部を廃止して、**施設の解体撤去に移行**
- 事業開始以来の**周辺環境の保全を第一に据えた姿勢を維持しつつ、安全で着実な解体撤去の推進に向けて、豊田市との協定書の内容を解体撤去作業に適したものに見直す。**

条 項	内 容	見直し
地球環境保全の取組み 第9条第4項	環境保全及び環境改善の取組みを総合的に推進するため、環境マネジメントシステム(ISO14001)の認証を取得する。	解体撤去では、環境側面だけでなく労働安全衛生の側面も対象とした管理が必要なため見直す。
緊急時の措置 第14条第1項	処理施設で事故が発生した場合は、緊急時対応マニュアルに従って、応急措置を講ずるとともに、事故等の状況及び講じた措置について報告する。	解体撤去に合わせて「豊田PCB廃棄物処理施設における事故・トラブル発生時の報告・公表基準」を見直す。

※ 従来から、協定書の一部見直しについては、豊田市の基準に準拠して「覚書」の締結によりおこなっている。



2

## 2 地球環境保全の取組み第9条第4項の見直しポイント

### 総合的な環境安全対策の推進に向けた「管理方法」の見直し

- 定常作業が主であった廃棄物（営業物）の処理から、非定常作業が中心の解体撤去工事に移行し、**環境側面に加え、労働安全衛生の側面の管理が、今まで以上に重要となった。**
- 環境側面の管理は、当社の環境マネジメントシステム（EMS）を運用し、全社的なISO14001の統合認証の登録更新により進めてきた。
- 全社的には今後も統合認証を継続していくものの、**豊田PCB処理事業所としては、現在の状況に応じて統合認証から外れて、以下の方法により、環境側面・労働安全衛生側面を管理**していく。
  - ・ 4月より運用する**JESCO環境安全管理システム**  
(PCB処理事業環境安全管理規程)
  - ・ 当社の**解体撤去実施マニュアル、解体撤去工事監査等**
    - ☞ 特にリスクマネジメントに重点を置いた対応

※北九州事業所はすでに統合認証から外れ、北海道事業所も今年度末で外れる予定



3

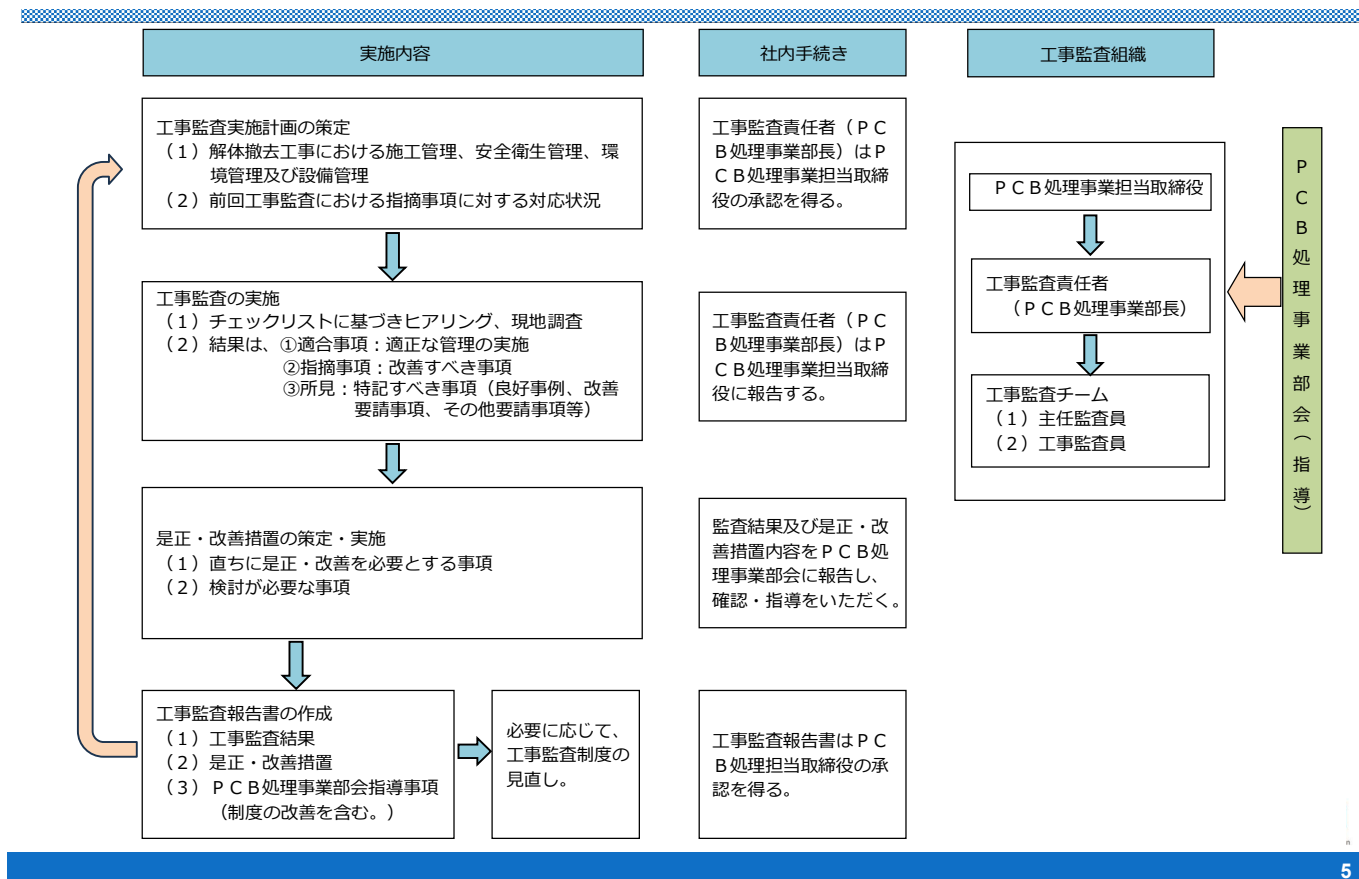
## 2 – ① PCB処理事業環境安全管理規程の主な改正

### ■ 解体撤去フェーズへの移行に対応する改正

- ・ **「環境安全」という用語を定義**（第2条1項）
- ・ 環境安全管理システムを**ISO14001規格と切り離し**（第2条1項）
- ・ 解体撤去フェーズでは「環境」のほか「安全」もより重要視されることから、**文言を追加**（第2条2項・4項・5項・7項、第6条1項・4項・5項・7項、第17条）
- ・ 本規程の**適用範囲を解体撤去工事等まで拡大**（第3条、第10条）



## 2 - ② 解体撤去工事監査実施フロー



5

## 3 緊急時の措置第14条第1項の見直しポイント

### 「環境安全トラブル連絡・公表ガイドライン」の見直し

- ガイドライン策定時の視点  
豊田市民をはじめとした**地域への影響の有無を第一に策定**

#### ◆当初

- ・ 周辺環境への影響度
- ・ 施設停止等による営業物処理計画への影響の有無

#### ◆ガイドライン見直しに関わる視点

- ・ **周辺環境の保全の徹底**
- ・ P C B を始めとする**環境負荷物質に対する適切な対応**
- ・ **作業者の安全衛生の確保に対する万全な対応**

※高濃度 P C B の処理を終え、施設内の除去分別が進み設備等の解体撤去工事に取り組んでいることことから、高濃度 P C B の漏洩は考えにくいので**有害物質等の建屋外への漏洩等による周辺環境への影響度に応じた公表区分へ変更する。**

※今回の変更に伴いトラブルに該当しなくなった案件については「インシデント」に位置づけて、安全監視委員を含む関係者に報告する。

## 覚 書 (案)

豊田市（以下「甲」という。）と中間貯蔵・環境安全事業株式会社豊田PCB処理事業所（以下「乙」という。）は、甲と乙の間で平成16年4月27日に締結した「豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定書」（以下「原協定」という。）に基づき次のとおり覚書を締結する。

## （目 的）

第1条 豊田PCB処理事業所では、令和6年3月31日付けで特別管理産業廃棄物処理業を廃止しPCB廃棄物処理施設の解体撤去に移行しているため、原協定に変更が生じる内容について定める。

## （地球環境保全の取組み）

第2条 原協定第9条第4項に定める、環境マネジメントシステム規格ISO14001の認証を、解体撤去工事における「労働安全衛生」等の管理が補えるよう、乙の環境安全方針や解体撤去実施マニュアル等に沿った総合的な環境保全対策に代え推進する。

## （緊急時の措置）

第3条 原協定第14条第1項に定める、事故等の状況及び講じた措置の甲への概要報告に係る基準として、乙が別途定めている「豊田PCB廃棄物処理施設における事故・トラブル発生時の報告・公表基準」を別紙のとおり改訂する。

## （協 議）

第4条 本覚書に定めのない事項は、甲乙協議の上決定する。

本覚書の締結を証するため、覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 愛知県豊田市西町3丁目60番地  
豊田市長 太田稔彦

乙 愛知県豊田市細谷町3丁目1番地1  
中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
豊田PCB処理事業所長 石垣 喜代志

## 豊田PCB廃棄物処理施設における事故・トラブル発生時の報告・公表基準（案）

区分	対象事項	豊田市への通報・報告	公表
			JESCO
I	1 法基準又は協定値（以下「法基準等」という。）を超える濃度のPCB及びの事業所建屋外への流出又はそのおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日に発生した場合には、直ちに電話にて通報</li> <li>・その後、FAX又は電子メールにて事象概要を報告</li> <li>・夜間及び土日休日に発生した場合には、豊田市役所本庁警備室へ電話するとともに、廃棄物対策課へFAXにて事象概要を報告</li> </ul> 注：夜間とは、17:15～8:30とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかに報道機関へ資料提供</li> <li>・速やかに19自治区長へ報告又は説明</li> <li>・速やかに会社HPに概要を掲載</li> <li>・速やかに豊田事業部会各委員に報告するとともに、直近開催の豊田事業部会にて報告</li> <li>・直近発行の事業だよりに概要を掲載</li> <li>・直近開催の豊田PCB処理安全監視委員会に報告</li> </ul>
	2 PCB非含有油類（SD剤を含む。）の事業所敷地外への流出		
	3 生活排水、用役排水又は雨水以外の排水の公共用水域への流出により魚の大量へい死が発生（注1、2）		
	4 施設又は設備が破損し、周辺的生活環境に著しい影響を及ぼした場合		
	5 事業所内での火災発生（注3）		
	6 外部からの施設への訪問者が、施設の稼働に伴い、傷病（病院で治療を受け、通院加療が必要なもの）を負った、または死亡した場合		
	7 従業員等が処理棟内の作業により3週間以上の入院加療を要する傷病を負った、又は死亡した労働災害が発生した場合（注4）		
II	1 法基準等を超える濃度のPCBが事業所建屋内（稼働している設備に限る。）で漏洩し、セーフティネット（遮蔽フード、防油堤など。）を超え又は管理区域を超える範囲に広がった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日に発生の場合には速やかに、夜間及び土日休日に発生の場合には翌出勤日に電話、FAX又は電子メールにて事象概要を報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊田事業部会各委員に報告するとともに、直近開催の豊田事業部会にて報告</li> <li>・直近開催の豊田PCB処理安全監視委員会に報告</li> </ul>
	2 排気又は排出水が法基準等（PCBを除く。）を超えた場合		
	3 PCB非含有油類（SD剤を含む。）の建屋外への流出		
III	1 法基準等を超える濃度のPCBが事業所建屋内（稼働している設備を除く。）で漏洩し、セーフティネット（遮蔽フード、防油堤など。）を超え又は管理区域を超える範囲に広がった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日に発生の場合には速やかに、夜間及び土日休日に発生の場合には翌出勤日に電話にて通報</li> <li>・必要に応じてFAX又は電子メールにて事象概要を報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊田事業部会各委員に報告するとともに、直近開催の豊田事業部会にて報告</li> <li>・直近開催の豊田PCB処理安全監視委員会に報告</li> </ul>
	2 オンラインモニタリング計や漏洩検知器等の監視システムの異常（注5）		
	3 施設の健全性を維持する設備が予期せぬ不具合により計画外に一定期間停止することが見込まれる場合（注5）		
インシデント	上記トラブルに該当しないものの、上記トラブルの対象事項に類するものと事業所長が判断したもの。	・後日、報告	

注1：生活排水、用役排水及び雨水以外の排水は、PCB濃度が0.0005mg/L未満のものに限る。

注2：魚の大量へい死とは、明らかに自然状態に比べ大量の死魚が確認された場合

注3：国が定める火災の定義【総務省消防庁、火災報告取扱要領（平成6年4月21日消防災第100号）】による。

注4：解体撤去工事に伴う事象についても、当該作業の請負会社の対応に関わらず、当社はその社会的責任に鑑み、対応する。

注5：監視システムや施設の健全性を維持する設備については、それらの運用期間中のみを対象とする。



豊田PCB廃棄物処理施設における事故・トラブル発生時の報告・公表基準（新旧対照表）

改正後				改正前			
豊田PCB廃棄物処理施設における事故・トラブル発生時の報告・公表基準				豊田PCB廃棄物処理施設における事故・トラブル発生時の報告・公表基準			
区分	対象事項	豊田市への	公表	区分	対象事項	豊田市への	公表
		通報・報告	JESCO			通報・報告	JESCO
I	1 法基準又は協定値（以下「法基準等」という。）を超える濃度のPCB の事業所建屋外への流出又はそのおそれがある場合 【設備の廃止により、発生源が無い場合】	(略)	(略)	I	1 法基準又は協定値（以下「法基準等」という。）を超える濃度のPCB及びベンゼン（以下「PCB」という。）の事業所建屋外への流出又はそのおそれがある場合	(略)	(略)
	(略)		(略)				
	5 事業所内での火災発生（注3） 【火災の定義を明確にしたため】		5 事業所内で火災発生（公設消防隊による消火）				
	6 外部からの施設への訪問者が、施設の稼働に伴い、傷病（病院で治療を受け、通院加療が必要なもの）を負った、または死亡した場合 【6、7は、JESCOの「PCB処理事業環境安全異常事態等発生時の連絡・公表要領」に準じる。】		6 労働災害により作業員が死亡又は大きな傷病を負った場合（注3、4）				
7 従業員等が処理棟内の作業により3週間以上の入院加療を要する傷病を負った、又は死亡した労働災害が発生した場合（注4）	7 外部の訪問者等が死亡又は大きな傷病を負った場合（ただし、事業所の稼働と直接関係のない傷病等を除く。）						
II	1 法基準等を超える濃度のPCBが事業所建屋内（稼働している設備に限る。）で漏洩し、セーフティネット（遮蔽フード、防油堤など。）を超え又は管理区域を超える範囲に広がった場合 【周辺環境への影響度と解体撤去工事を鑑み変更するため】	(略)	・ 豊田事業部会各委員に報告するとともに、直近開催の豊田事業部会にて報告 ・ (削除) 【対象事象の変更にともない、周辺環境への影響度が低くなるため。】 ・ (略)	II	1 法基準値等を超える濃度のPCB等の事業所建屋内での漏洩（オイルパンへの滴下等は除く。）	(略)	・ 遅滞なく豊田事業部会各委員に報告するとともに、直近開催の豊田事業部会にて報告 ・ 直近発行の事業だよりに掲載 ・ 直近開催の豊田PCB処理安全監視委員会に報告
	(略)		(略)				
	(削除) 【解体撤去工事の進捗に合わせ対象となる排水が無くなるため。】		4 生活排水、用役排水又は雨水以外の排水の事業所敷地外への流出				
	(削除) 【営業物処理完了計画の進捗が管理できるよう定めたもので、営業物処理が完了したため。】		5 施設等のトラブル発生による1か月以上の施設停止（セーフティネット等の対策により周辺環境への影響なし。）				

改正後				改正前			
	(削除) 【火災の定義を明確にしたため。】			6	事業所内で火災(消火器による自己消火)又は火災につながるおそれの発生		
Ⅲ	1 法基準等を超える濃度のPCBが事業所建屋屋内(稼働している設備を除く。)で漏洩し、セーフティネット(遮蔽フード、防油堤など。)を超え又は管理区域を超える範囲に広がった場合	(略)	・ 豊田事業部会各委員に報告するとともに、直近開催の豊田事業部会にて報告 ・ (略) 【対象事象の変更にもない、周辺環境への影響度が低くなるため。】	Ⅲ	1 PCB非含有油類(SD剤を含む。)の事業所建屋内への漏洩(防油堤内への漏洩は除く。)	(略)	・ 遅滞なく豊田事業部会各委員に報告するとともに、直近開催の豊田事業部会にて報告 ・ 直近開催の豊田PCB処理安全監視委員会に報告
	(削除) 【解体撤去工事の進捗に合わせ対象となる冷却水等が無くなるため。】			2	生活排水、用役排水又は雨水以外の排水の事業所敷地内への流出		
	2 オンラインモニタリング計や漏洩検知器等の監視システムの異常(注5)			3	オンラインモニタリング計や漏洩検知器等の監視システムの異常(注5、6)		
	3 施設の健全性を維持する設備が予期せぬ不具合により計画外に一定期間停止することが見込まれる場合(注5) 【2、3は、解体撤去工事の進捗に合わせ対象となる機器が無くなるため。】			4	自然災害により施設被災(1週間以上の施設停止で、セーフティネット等の対策により周辺環境への影響なし。)		
	(削除) 【「周辺環境の保全の徹底」にポイントを置きインシデントへ変更するため。】			5	作業者の労働災害(4日以上休業災害)が発生し、又は外部関係者が傷病を負った場合		
インシデント	(削除) 【営業物処理が終了し、営業物処理完了計画の進捗管理が不要となるため。】	・ 後日、報告	・ 豊田事業部会各委員に報告するとともに、直近開催の豊田事業部会にて報告 ・ 直近開催の豊田PCB処理安全監視委員会にて報告 【社内の「PCB処理事業インシデント報告要領」に沿い、本社報告する事象は、インシデントとして事業部会等に引き続き報告する。】	Ⅳ	1 施設等のトラブル発生による1週間以上の施設停止	・ 平日に発生の場合には速やかに、夜間及び土日休日に発生の場合には翌出勤日に電話にて通報	・ 豊田事業部会各委員に報告するとともに、直近開催の豊田事業部会にて報告
	1 上記トラブルに該当しないものの、上記トラブルの対象事項に類するものと事業所長が判断したもの。 【社内の「PCB処理事業インシデント報告要領」に沿うため。】			2	作業者の労働災害(4日未満の休業災害又は不労災害)が発生した場合	・ なし。	
注1:(略) 注2:(略) 注3:国が定める火災の定義【総務省消防庁、火災報告取扱要領(平成6年4月21日消防災第100号)】による。 注4:解体撤去工事に伴う事象についても、当該作業の請負会社の対応に関わらず、当社はその社会的責任に鑑み、表に定めるとおり対応する。 注5:漏洩検知器については、検知システム全体の機能に大きな支障が発生した場合監視システムや施設の健全性を維持する設備については、それらの運用期間中のみを対象とする。				注1:(略) 注2:(略) 注3:処理棟内でPCBの処理に関する作業に従事している時に被災した場合に限る。 注4:大きな傷病とは、作業者の休業期間が1ヶ月以上の場合 注5:オンラインモニタリング計については、1週間以上の停止が見込まれる場合 注6:漏洩検知器については、検知システム全体の機能に大きな支障が発生した場合			

平成6年4月21日全部改正  
消防法第100号  
平成7年1月1日施行

## 火災報告取扱要領

### 第1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち火災に関する統計及び情報の形式及び方法を定めるものとする。なお、火災即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防法第267号）の定めるところによるものとする。

#### 2 火災の定義

「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。

#### 3 調査対象

調査対象は、日本の領土内において発生したすべての火災とする。ただし、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく調査権の行使できない地域、施設等の火災は、火災件数その他判明している事項についてのみ報告書に記入し、不明の事項についてはその旨を記載する。

#### 4 報告義務

- (1) 報告は、当該火災の発生した地域の属する市町村が都道府県を通じて行う。
- (2) (1)にかかわらず、2以上の市町村を移動した車両火災、船舶火災及び航空機火災の報告は、これらの火災を主として防ぎよした市町村又はこれらの火災があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行う。

#### 5 火災件数

- (1) 日本の領土内において発生した火災は、その程度のいかんにかかわらず、すべて火災件数として取り扱う。
- (2) 「1件の火災」とは、1つの出火点から拡大したもので、出火に始まり鎮火するまでをいう。
- (3) 飛火による火災が現場から消防隊が引き揚げた後に発生したときは、当該火災は別件火災とする。

#### 6 火災の種別

火災は、次の種別に区分する。この場合において、火災の種別が2以上複合するときは、焼き損害額の大きなるものの種別による。ただし、その態様により焼き損害額の大きなるものの種別によることが社会通念上適当でないときはこの限りでない。

##### (1) 建物火災

ア 「建物火災」とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。

イ 「建物」とは、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、興業場、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。

ウ 「収容物」とは、原則として柱、壁等の区画の中心線で囲まれた部分に収容されている物をいう。

##### (2) 林野火災

ア 「林野火災」とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。

イ 「森林」とは、木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にあ